

児童虐待に関する相談・連絡先

| 名称 | 電話番号 | 時間帯 |
|-----------------------------------|---|----------------------------|
| 千歳市役所 こども家庭課児童相談係 (家庭児童相談室) | 0123-24-0935(直通) [夜間・休日で緊急の場合] 市役所代表:0123-24-3131 | 月～金 8:45～17:15 |
| 北海道中央児童相談所 | 011-631-0301 | 月～金 8:45～17:30 緊急時は随時対応 |
| 札幌方面千歳警察署 | 0123-42-0110 | 24時間・365日対応 |

児童相談所全国共通ダイヤル
(最寄りの児童相談所につながります)

189(いちはやく)
[24時間・365日電話受付]

連絡者は守られます

- 匿名でも連絡できます。
- 連絡者が誰であるか公表されることはありません。
- 調査の結果、虐待でなかったとしても責任を問われることはありません。

※子どもに明確な外傷・怪我がある場合や、性的虐待が疑われる場合には、より迅速な対応が必要となりますので、すぐに市こども家庭課または、北海道中央児童相談所に連絡してください。

※子どもの生命が危ぶまれるような場合は、警察(110番)や救急(119番)への通報を優先してください。

千歳市児童虐待ゼロ宣言

私たちは、しつけと称した体罰や、暴力などによらない子育てを応援するまちづくりを進めていくことをここに宣言します。

- ・子どもの健やかな成長・発達に体罰は必要ありません。
- ・子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう。
- ・子どものやる気に働きかけてみましょう。
- ・子どもの成長に温かいまなざしを向けましょう。
- ・子どもの権利が守られる体罰のない社会を実現しましょう。

令和2年9月

千歳市
千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会

あなたの気づきで

子どもを笑顔に



千歳市児童虐待対応マニュアル《市民版》



体罰はダメ！！

たとえ親がしつけと考えていたとしても、その行為が子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう場合は虐待です。

子どもに対する暴力のない社会を実現するための第一歩として、
令和2年4月から、親等による子どもへの体罰の禁止が法律に明記されました。

千 歳 市
令和2年11月

千歳市こども福祉部こども家庭課 発行

児童虐待は、「いつでも」「どこでも」起こる可能性があります。「おかしい」と思われる点を見逃さず、その兆候に気づき、早期の支援につなげることが大切です。

児童虐待の定義

身体的虐待

殴る・蹴る・やけどをさせる・家の外に締め出す など

心理的虐待

暴言をはく・無視する・子どもの面前での家庭内暴力 など

性的虐待

子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノ画像を見せる など

ネグレクト

食事を与えない・子どもを残して外出する・病院に連れて行かない など



虐待が子どもに与える影響

| | |
|----------|---|
| 身体面の影響 | <ul style="list-style-type: none"> 暴力による外傷、火傷、骨折などにより重い障害が残る場合がある。 適切な食事が与えられないことによる栄養障害や低体重、低身長など 重篤な場合は、重い後遺症が残ったり、死に至ることもある。 |
| 知的発達面の影響 | <ul style="list-style-type: none"> 安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習することができなくなったり、学校等への登校がままならなくなる。 身体的虐待の後遺症や、情緒的な関わりの欠陥によって、知的障害を生じることがある。 |
| 情緒面の影響 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの欲求が適切に満たされず、保護者（愛着対象）との基本的な信頼関係を築けず、結果的に対人関係に問題が生じる。 わざと人を怒らせて注意を引こうとする。 自己に対する評価が低下し、自己肯定感が持てなくなる。 |
| 行動面の影響 | <ul style="list-style-type: none"> 暴力で問題を解決することを学習している。 攻撃的、衝動的な行動をとる。 欲求のままに行動する。 |

家庭・地域での虐待に気づくためのポイント

「身体的虐待」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」を早期に発見するための子ども及び保護者の様子や注意すべきポイントは次のとおりです。

| | | |
|-------|-----|--|
| 身体的虐待 | 子ども | <ul style="list-style-type: none"> 原因がはっきりしないけが（傷・あざ・火傷など）がある。（繰り返している） 周囲の大人の様子を確認し、顔色や機嫌を伺う様子が見られる。 言動や行動が乱暴で、周囲に対して威圧的な行動が目立つ。 着替えなどで身体を見られることを嫌がる。 |
| | 保護者 | <ul style="list-style-type: none"> 子どものけがの原因や理由を話したがない。（はぐらかすなどのあいまいな説明も含む） けがに対し積極的に手当、治療を行う様子が見られない。 気分の変動が激しく、子どもへのかかわりや言動が乱暴である。 |
| 心理的虐待 | 子ども | <ul style="list-style-type: none"> 表情変化や言葉かけへの反応が乏しい。 活動意欲が低く、覇気がない。 自信がない様子が見られ、おどおどした行動が目立つ。 情緒的に不安定な様子が継続している、落ち着かない。 |
| | 保護者 | <ul style="list-style-type: none"> 執拗にしかる、怒鳴る、感情の起伏が激しい。 周囲の目がある中でも、子どもを傷つけたり否定するような発言をする。 きょうだい間の対応やかかわり、声掛けなどに顕著な差が見られる。 |
| 性的虐待 | 子ども | <ul style="list-style-type: none"> 他者とのスキンシップを極端に嫌がったり、怖がったりする。 年齢不相応な性的な知識を持っていたり、性に関する極端に強い関心を示す。 自身を否定するような発言（「汚い」「けがれてしまった」など）が聞かれる。 |
| | 保護者 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの様子を気にすることなく、子どもの耳に入る距離で性的な発言をする。 年齢不相応の服装や下着などを着用させる。 |
| ネグレクト | 子ども | <ul style="list-style-type: none"> 季節に合わない服装や衣服の汚れが目立ち、毎日同じ服装をしている。 病気やけがを負った際に、適切な時期に医療機関を受診させない。 脱水症状、栄養失調、低栄養などが見られる。 食事をかきこむように食べる。 |
| | 保護者 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの行動や思考、友人関係に関心がない、把握していない。 子どもの気持ちより、保護者自身の気持ちを優先して行動する。 電話などでの連絡が取りにくく、子どもが欠席する時も連絡がない。 |